

○赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年12月2日

規則第31号

改正 平成20年10月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者の指定の申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第3条第5号の市長等が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) その他市長等が必要と認める書類

(欠格事項)

第3条 市長等は、条例第3条の規定による申請者が、次のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員(法人でない団体にあっては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨害した者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續き開始の決定を受けた法人又は清算法人

(変更事項の届出)

第4条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、変更届(様式第2号)により、遅滞なく市長等に届け出なければならない。

(協定の締結)

第5条 条例第7条第5号の市長等が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第27号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

指定管理者の指定の申請書

年 月 日

赤平市長(赤平市教育委員会) 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名 印  
電話番号

赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地

添付書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 管理に係る業務の計画書
- 3 管理に係る収支計画書
- 4 当該団体の財務状況を示す書類
- 5 その他市長等が別に定める書類

様式第2号(第4条関係)

変 更 届 書

年 月 日

赤平市長(赤平市教育委員会) 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号

印

次のとおり変更したいので、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する  
条例施行規則第4条の規定により届出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 年 月 日	年 月 日	

注 登記事項証明書等変更を証する書類を添付すること。

様式第1号（第2条第1項関係）

様式第2号（第4条関係）